

仕様書

産業観光局農林振興室

(担当: 前川、中西(諒) TEL 222-3351 FAX 221-1253)

1 業務名

除草業務（洲崎排水機場）

2 履行場所

洲崎排水機場（京都市南区上鳥羽塔ノ森洲崎町地内）（詳細は別紙3のとおり）

3 履行期間

契約日の翌日から令和8年2月27日までとする。ただし、作業日は事前に当室と調整のうえ決定すること。

4 業務内容及び注意事項

- (1) 業務内容は、当室所管の洲崎排水機場の河川占用区域の除草、運搬、処分とする。作業により発生した落枝落葉等は全て処分すること。
- (2) 作業に要する仮設物や資材等は、受託者負担にて準備、確保すること。
- (3) 伐採により隣接地の建物等に損傷を与えないよう注意すること。万が一、作業中に損傷を与えてしまった場合は、受注者の責任において誠実に対応し、復旧すること。
- (4) 近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (5) その他、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の履行に際し、当然必要な費用及び手続き等については受託者で行うものとする。
- (6) 各種作業の際には関係法令を遵守すること。
- (7) 伐採範囲が不明瞭な場合は、事前に本市担当職員と立会いにより確認すること。

5 業務の完了

業務が完了した後、速やかに完了届（別紙2）、写真（実施前、実施後）を提出すること。

6 検査

- (1) 提出された書類の内容を確認し、検査の合否をする。
- (2) 提出書類により、業務完了が確認できない場合、又は、不備がある場合、現地立会により検査を実施することがある。検査が不合格の場合、手直し作業を指示するので、手直し作業終了後、再検査を受けること。

7 受託者の条件

以下のいずれの条件も満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないこと。
- (2) 京都市の入札資格者名簿に登録され、京都市内に本社等の主たる事業所を設置しており、業務の履行に必要な資格を有する作業員を有していること。

(別紙2)

完了届

令和 年 月 日

京都市長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

1 業務名 除草業務（洲崎排水機場）

2 履行場所 洲崎排水機場（京都市南区上鳥羽塔ノ森洲崎町地内）

3 完了日 令和 年 月 日

履行確認印欄	

位置図

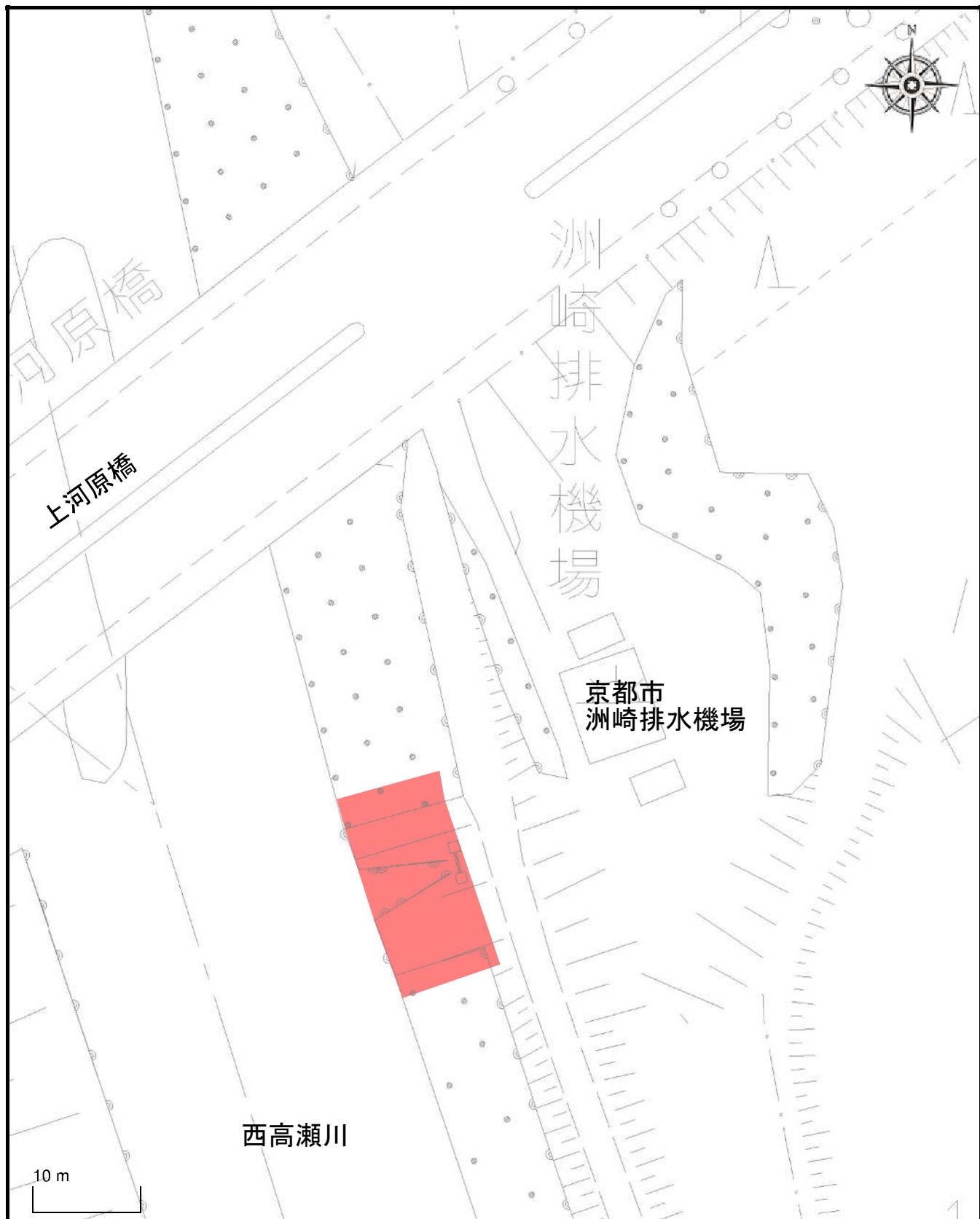
(別紙3)



1 / 10000

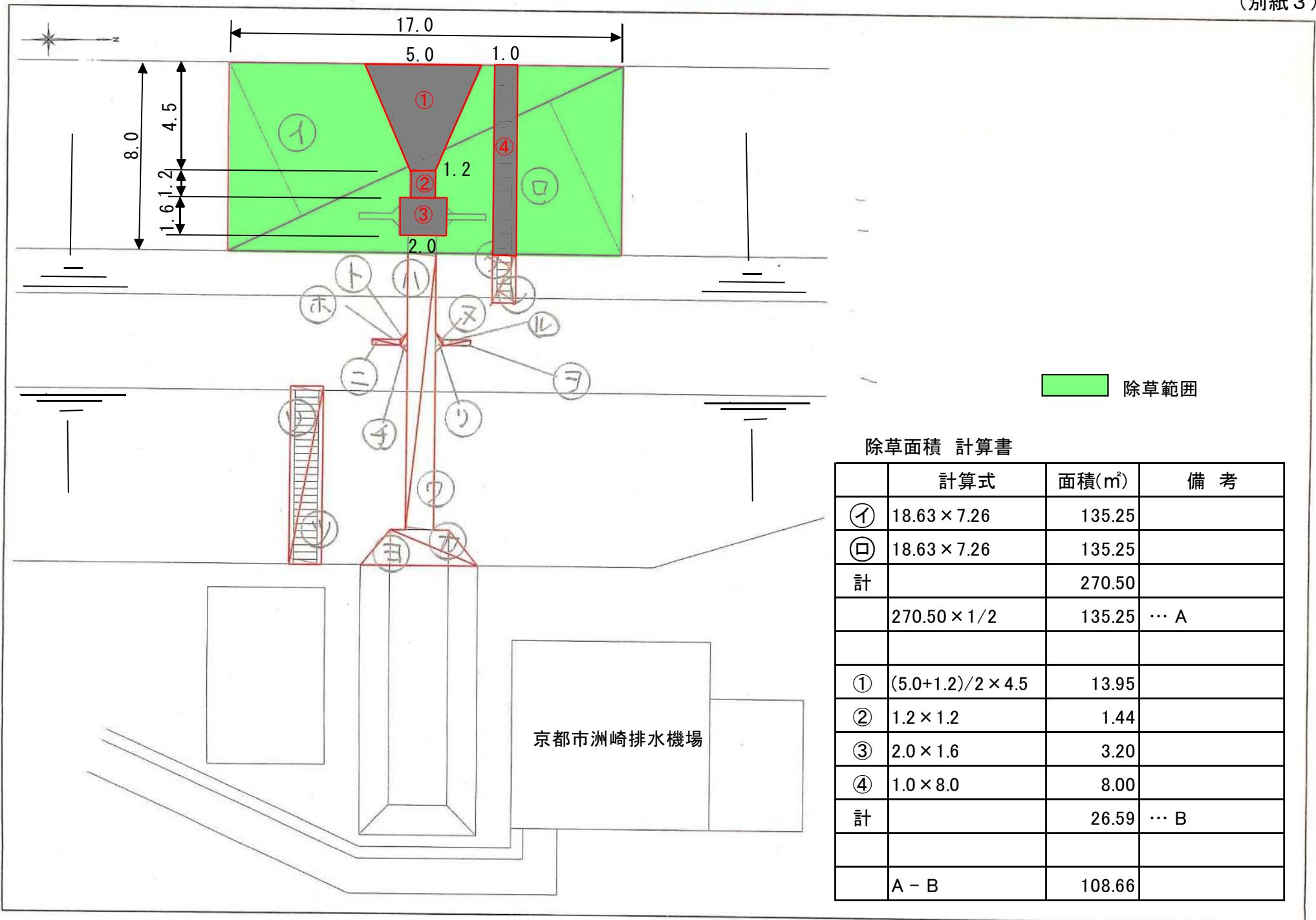
平面図

(別紙 3)



1 / 500

履行場所



 除草範囲

